経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定 による証明に関する申請書

2025年 **4** 月 **1** 日

記入例

申請者個人の住所・氏名・連絡先 (日中連絡が取れる電話番号) を記入してください。

※法人の場合は法人名および代表者名

申請者 住所

町田市森野2-2-22

氏名

町田 花子

電話番号

042-724-2129

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条 第33項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことに証明を受けたいので、下記のとお り申請します。

記

※2~5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。

1 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容・期間

<支援機関名·支援内容>(受講した支援内容の番号に〇を記入してください)

【町田商工会議所】

【町田新産業創造センター】

- (1) まちだ創業スクール
- (2)経営力向上セミナー
- (3) 創業支援コーディネータ相談対応 (6) ま
- (4)町田創業ファーストステップ相談会
- (5)町 <u>登録免許税の減免に使用する場合、</u>
 - 〔6〕ま<mark> 会社商号・本店所在地が定款と一致し</mark>
 - (7) 創 <u>ないと減免を受けることが出来ません</u> ので、確定してからご申請ください。

[BUSO AGORA]

(8) 創業支援コーディネータ相談対応 (初回受講日)

<支援期間> **2025** 年 **3** 月 **1** 日か **2025** 年 **4** 月 **1** 日まで

2 設立しようとする会社の商号又は屋号と本店が在地又は住所

<商号又は屋号><u>株式会社 町田商事</u>

<本店所在地又は住所> **町田市森野 2-2-22**

- 3 設立しようとする会社の資本額(株式会社の場合) 700 万円
- 4 新たに開始しようとする事業の業種・内容

5 設立しようとする会社(事業)の設立の予定年月日<u>2025</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。 証明日 年 月 日

町田市長 石阪 丈一 印

本証明書の有効期限は、次に示すいずれかのうち最も早く到来する日とする。(判断基準日:証明日時点)

- (1) 租税特別措置法第80条第3項に規定する適用期間の最終日【2029年3月31日】
- (2) 創業後の者については、税務署受付印が押印された開業届又は法人設立届出書に記載されている開業日(設立 年月日)から5年を経過していない日

以下の注意事項に確認チェックを記入の上、最下部に署名をお願いします。 ⇒①は全申請者共通でチェック、②~⑤は利用予定の特典のみチェック

町田市経済観光部産業政策課

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

- ①証明書の発行、特典利用について
- ☑ 証明書の発行対象者は、町田市の特定創業支援等事業による支援を受け、以下のいずれかに該当する方です。
 - 事業を営んでいない個人で6か月以内に創業する具体的な計画を持っている方
 - ・創業して5年未満の個人又は法人(個人事業主を経て法人成りをした場合を含む)
 - ※既に創業しており、新たに事業を開始する又は会社を立ち上げる方は対象外となります。
- ☑ 原則、町田市内に本店・事業所を有する(もしくは予定)必要があります。
- ✓ 申請者自身が法人代表権を有する者もしくは個人事業主として特典を利用してください。
- ②法務局における会社*1設立時の登録免許税の減免について
- ☑ 特例を受けるためには、<u>設立登記時に、証明書の原本を法務局に提出</u>する必要があります。

 ※ 株式会社又は合同会社を指します。
- ☑ 町田市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免 許税の軽減措置を受けることができません。
- ☑ 会社法上の発起人かつ会社代表者となり会社設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
- ③信用保証協会における創業関連保証の特例について
- ☑ 特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、 <u>別途、審査を受ける必要があります</u>。
- ④日本政策金融公庫における「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げについて
- ✓ 特例を受けるためには、手続を行う際、日本政策金融公庫に証明書(写し可)を提出し、<u>別途、審査</u>を受ける必要があります。
- ⑤町田市中小企業融資制度「創業資金」における利子補助の優遇について
- ☑ 特例を受けるためには、手続を行う際に、町田市制度融資の取り扱い金融機関に証明書(写し可、証明日から3か月以内のもの)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

「証明書の発行①」及び「利用予定の特典(②~⑤記入)」について、上記内容を理解しました。

②~⑤以外で利用の場合(国·都補助金等) は空白箇所にその旨のメモをお願いします。